

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

令和5年(2023年)



## 目 次

議案第 67 号	特定事業契約の変更について	5
議案第 68 号	業務委託契約の変更について	7
議案第 69 号	損害賠償請求事件の和解について	18
議案第 70 号	下水道施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	20
議案第 71 号	鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第 72 号	鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第 73 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第 74 号	鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	27
議案第 75 号	鎌倉市恩給条例等を廃止する条例の制定について	43
議案第 76 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第 77 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第 78 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第 79 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	76
議案第 80 号	令和4年度鎌倉市一般会計補正予算（第10号）	78
議案第 81 号	令和4年度鎌倉市一般会計補正予算（第11号）	85
議案第 82 号	令和4年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）	89
議案第 83 号	令和4年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	92
議案第 84 号	令和4年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	95
議案第 85 号	令和4年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	98
議案第 86 号	令和4年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第4号）	101
議案第 87 号	令和4年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第5号）	105
報告第 20 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	108
報告第 21 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	109

報告第 22 号 道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の 決定に係る専決処分の報告について.....	110
報告第 23 号 金銭債権に係る訴えの提起に係る専決処分の報告について .....	111

特定事業契約の変更について

鎌倉市営住宅集約化事業について、次のとおり特定事業契約の変更契約を締結するものとする。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 事 業 名 鎌倉市営住宅集約化事業

2 契 約 相 手 方 東京都千代田区神田美土代町 1 番地  
青木あすなろ建設株式会社  
代表取締役社長 辻 井 靖

東京都文京区本郷 1 丁目 28 番 34 号  
株式会社市浦ハウジング & プランニング  
東京支店  
専務取締役支店長 奥 茂 謙 仁

横須賀市久里浜 2 丁目 2 番 3 号  
ウスイホーム株式会社  
代表取締役社長 木 部 浩 一

3 変 更 内 容 契約金額

変 更 前	増 額 分	変 更 後
9,020,000,000円	220,000,000円	9,240,000,000円

4 提 案 理 由

市営住宅集約化事業に係る特定事業契約について、建設住宅の ZEH (net Zero Energy House) 基準適合化等の設計変更が生じたことに伴い、当該事業の内容の変更に係る変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提出するもの。

「参考」

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抜粋

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令抜粋

(地方公共団体の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の左欄(原文では上欄)に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表右欄(原文では下欄)に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ	都道府県	千円 500,000
	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下この表において「指定都市」という。)	300,000
	市(指定都市を除く。)	150,000
	町村	50,000

業務委託契約の変更について

さきに、令和 4 年（2022年）6月定例会議案第13号をもって議決された業務委託契約について、次のとおり変更するものとする。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契 約 件 名 鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託

2 契 約 金 額 変更前 2,097,700,000円

変更後 1,917,078,500円

変更減 180,621,500円

3 契 約 者 神奈川県横浜市西区平沼一丁目39番3号

三石ヨコハマビル

株式会社二十一設計

代表取締役 桑 田 哲 司

「参考」

## 業務委託変更仮契約書

委託業務の名称	鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託
委託業務の場所	原契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。
契 約 金 額	<p><u>契約金額の変更</u> 金 180,621,500円 減額 (うち消費税額及び地方消費税額 16,420,136円 減額) [内訳] 小学校分 金 97,138,670円 減額 (うち消費税額及び地方消費税額 8,830,788円 減額) 中学校分 金 83,482,830円 減額 (うち消費税額及び地方消費税額 7,589,348円 減額)</p>
その他	この契約のほかは原契約書による。

この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。  
この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。

令和4年(2022年)6月28日付けで契約を締結した業務委託契約について、上記のとおり変更仮契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印の上各自その1通を保有する。

令和5年(2023年)1月24日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松尾 崇

受注者 神奈川県横浜市西区平沼一丁目39番3号  
三石ヨコハマビル  
株式会社二十一設計  
代表取締役 桑田 哲司

## 「参考」

### 鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託仮契約書

鎌倉市（以下「発注者」という。）と株式会社二十一設計（以下「受注者」という。）とは、鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託について、次のとおり業務委託仮契約を締結する。

#### （契約の目的）

第1条 発注者は、鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

2 本契約は、業務を完成させることを目的とする請負契約とする

#### （業務内容）

第2条 業務内容は、別添仕様書のとおりとする。

#### （契約金額）

第3条 契約金額は、総額 2,097,700,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 190,700,000 円）とし、その内訳は別表1「契約金額内訳」及び次の各号のとおりとする。ただし、受注者及び施工業者間の工事の施工に係る工事代金の金額が確定した後、契約金額に変更が生じた場合は、発注者及び受注者双方の合意の上、契約金額について変更契約を締結することとする。

（1） 小学校分 1,242,648,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 112,968,000 円）

（2） 中学校分 855,052,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 77,732,000 円）

#### （契約期間）

第4条 本契約の期間は、契約締結日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

#### （契約保証金）

第5条 鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第5条第3号の規定により、発注者は、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

#### （着手期限）

第6条 受注者は、契約締結日から10日以内に業務に着手しなければならない。

#### （著作権の帰属等）

第7条 本契約による成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

2 受注者は、本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作人格権を行使しない。

#### （業務の報告及び履行確認等確認）

第8条 受注者は、毎月の業務終了後、速やかに様式1「委託業務実施報告書」を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

2 受注者は、前項の確認の結果、発注者が不合格であると認めたときは、直ちに発注者

の指示に従わなければならない。

- 3 受注者は、全ての委託業務終了後、速やかに様式 2「委託業務完了報告書」を発注者に提出し、業務に要した費用を確定しなければならない。  
(契約金の支払等)

第9条 受注者は、発注者が前条第1項の様式 1「委託業務実施報告書」が正当であると認めた後、速やかに請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から 30 日以内に受注者に支払うものとする。

(法令遵守等)

第10条 受注者は、業務の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則（昭和 39 年 6 月規則第 20 号。以下これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

- 2 発注者は、受注者の業務の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。
- 3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行なわなければならない。

(監督、検査等)

第11条 発注者は、受注者の業務の履行状況について、隨時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は業務を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。  
(履行遅滞の損害金等)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 2 に相当する額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならぬ。

- (1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が業務を開始しなかったとき。
- (2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に業務が完了しなかったとき。  
(事故等)

第13条 受注者は、業務の処理に伴って重大な事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(危険負担)

第14条 業務において使用する機材等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、業務完了した目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該目的物の

修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 業務完了した目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 第1項の場合において、発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内に、受注者に通知しないときは、発注者は前2項の請求をすることができない。ただし、業務完了した目的物を発注者に引き渡したときにおいて、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

#### （一括再委託の禁止等）

第16条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

#### （発注者の損害賠償請求等）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金の10分の1に相当する額を違約金として納付することを請求することができる。ただし、実際に生じた損害が違約金額を上回る場合には、別途損害賠償請求することを妨げない。

- (1) 業務完了した目的物に契約不適合があるとき。
  - (2) 第19条、第20条又は第23条の規定により本契約が解除されたとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項に定める場合（前項の規定により第1項第3号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- 4 受注者は第1項の違約金又は損害賠償金を支払う場合には、本契約の契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める割合による利息を付して支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第21条又は第22条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（発注者の催告による解除権）

第19条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者が契約期間内に業務を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完をしないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
- (3) 受注者が所在不明となったとき。
- (4) 入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (7) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 受注者が第 21 条又は第 22 条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(受注者の催告による解除権)

第 21 条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 22 条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため、契約金額が原契約の 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の 2 分の 1 以上短縮したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第 23 条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月 鎌倉市条例第 11 号。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第 2 号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたと

き。

- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（業務に関する情報等の保護）

第25条 受注者は、業務の内容、業務に関して知り得た個人情報等については慎重に取り扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

（協議の申出）

第26条 受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

（契約内容の変更）

第27条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、両者で協議の上、変更契約書を締結するものとする。

（新型コロナウイルスによる業務中止等）

第28条 新型コロナウイルスの影響により、発注者が業務の中止を決定したときは、発注者は受注者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

- 2 受注者は前項の通知を受けた時点で、業務の履行を直ちに中止し、必要に応じて原状回復をするものとする。
- 3 前項の規定により業務を中止したときは、第3条の規定にかかわらず、発注者及び受

注者は双方協議の上、中止するまでに履行した業務に要した費用及び原状回復に要した費用に限り支払うものとする。

4 第9条の規定は、前項の支払について準用する。

(協議事項)

第29条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特記事項)

第31条 この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者・受注者両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年（2022年）6月8日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松尾 崇

受注者 神奈川県横浜市西区平沼一丁目39番3号  
三石ヨコハマビル  
株式会社二十一設計  
代表取締役 桑田 哲司

「参考」

## 議決通知書兼本契約成立通知書

鎌教委学施第 714 号  
令和 4 年(2022 年) 7 月 1 日

神奈川県横浜市西区平沼一丁目 39 番 3 号  
三石ヨコハマビル  
株式会社二十一設計  
代表取締役 桑田 哲司 様

鎌倉市長 松尾 崇

次のとおり通知します。

契約の件名	鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託 (仮契約締結日 令和 4 年(2022 年) 6 月 8 日)
議決年月日	令和 4 年(2022 年) 6 月 28 日
仮契約が本契約に切り替わった日	令和 4 年(2022 年) 6 月 28 日
契約期間	令和 4 年(2022 年) 6 月 8 日から 令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日まで
契約金額	¥2,097,700,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
施行場所	市立小中学校（大船中学校を除く 24 校） 1 第一小学校 鎌倉市由比ガ浜二丁目 9 番 55 号 2 第二小学校 鎌倉市二階堂 878 番地 3 御成小学校 鎌倉市御成町 19 番 1 号 4 稲村ヶ崎小学校 鎌倉市極楽寺三丁目 2 番 3 号 5 腰越小学校 鎌倉市腰越五丁目 7 番 1 号 6 深沢小学校 鎌倉市梶原一丁目 11 番 1 号 7 小坂小学校 鎌倉市小袋谷 587 番地 8 玉縄小学校 鎌倉市玉縄一丁目 860 番地 9 大船小学校 鎌倉市大船二丁目 8 番 1 号 10 山崎小学校 鎌倉市山崎 2500 番地 11 今泉小学校 鎌倉市今泉二丁目 13 番 1 号 12 西鎌倉小学校 鎌倉市津 1069 番地

13	七里ガ浜小学校	鎌倉市七里ガ浜東五丁目 3 番 2 号
14	富士塚小学校	鎌倉市上町屋 810 番地
15	関谷小学校	鎌倉市関谷 468 番地 1
16	植木小学校	鎌倉市植木 1 番地
17	第一中学校	鎌倉市材木座六丁目 19 番 19 号
18	第二中学校	鎌倉市西御門一丁目 7 番 1 号
19	御成中学校	鎌倉市笛目町 2 番 1 号
20	腰越中学校	鎌倉市腰越四丁目 11 番 20 号
21	深沢中学校	鎌倉市梶原一丁目 14 番 1 号
22	玉縄中学校	鎌倉市岡本 1100 番地
23	岩瀬中学校	鎌倉市岩瀬 840 番地
24	手広中学校	鎌倉市手広五丁目 7 番 1 号

損害賠償請求事件の和解について

申立人株式会社タケエイグリーンリサイクルと相手方鎌倉市との間で調停中の令和 4 年（ノ）第23号債務額確定調停事件につき、次のとおり和解について議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

申立人 株式会社タケエイグリーンリサイクル

相手方 鎌倉市

2 和解の要旨

- (1) 申立人は、相手方に対し、損害賠償金として金2819万6776円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方と申立人は、両者間の令和 2 年 12 月 9 日付契約金の支払留保に関する合意書に基づく相手方の申立人に対する支払留保金額が3006万1746円であることを確認する。
- (3) 相手方は、申立人に対し、第 1 項に定める損害賠償債権を放棄する。
- (4) 申立人は、相手方に対し、第 2 項に定める支払留保金額に係る債権を放棄する。
- (5) 相手方は、相手方が令和 3 年 2 月 3 日付で鎌倉警察署に対して行った告訴を速やかに取り下げる。

3 事件の概要

本件は、申立人との間で締結していた植木剪定材堆肥化等業務委託契約について、申立人の契約義務違反により、令和 2 年 8 月 31 日付けで業務委託契約を解除したものである。本件契約義務違反によって市が被った損害の賠償等について調停による協議をした結果、裁判所から和解勧告がなされ、当該勧告を双方が受け入れ和解しようとするものである。

「参考」

調停条項案

1. 申立人は、相手方に対し、損害賠償金として金2819万6776円の支払義務があることを認める。
2. 相手方と申立人は、両者間の令和2年12月9日付契約金の支払留保に関する合意書に基づく相手方の申立人に対する支払留保金額が3006万1746円であることを確認する。
3. 相手方は、申立人に対し、第1項に定める損害賠償債権を放棄する。
4. 申立人は、相手方に対し、第2項に定める支払留保金額に係る債権を放棄する。
5. 相手方は、相手方が令和3年2月3日付で鎌倉警察署に対して行った告訴を速やかに取り下げる。
6. 申立人と相手方は、申立人及び相手方の間には、本調停条項に定めるものほか、本件に関し何らの債権債務がないことを相互に確認する。
7. 調停の費用は各自の負担とする。

以上

議案第 70 号

下水道施設管理に起因する事故による市の  
義務に属する損害賠償の額の決定について

令和 3 年（2021年）7 月 2 日、鎌倉市今泉台二丁目 8 番先の下水道用地で発生した下水道施設管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 5 年（2023年）2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 883,670円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]

[REDACTED]

議案第 71 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、議員の期末手当  
支給割合の引上げを行うものである。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{215}{100}$ 」を「 $\frac{225}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{225}{100}$ 」を「 $\frac{220}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年11月1日から適用する。

(内扱)

3 第1条の規定による改正前の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により令和4年11月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第 72 号

鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会  
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

児童福祉法等の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会条例の一部  
を改正する条例

(障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会条例の一部改正)

第1条 鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会条例（平成29年7月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

第2条 鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

議案第 73 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、市長等の期末手  
当支給割合の引上げを行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(昭和32年4月条例第7号)

の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{182.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{182.5}{100}$ 」を「 $\frac{177.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(内払)

- 3 第1条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の規定により令和4年12月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 74 号

鎌倉市職員の給与に関する条例等の  
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定を行うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第7項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{110}{100}$ 」に、「 $\frac{95}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{110}{100}$ 」に、「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{130}{100}$ 」に、「 $\frac{95}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に、「 $\frac{115}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{110}{100}$ 」に、「 $\frac{95}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に、「 $\frac{45}{100}$ 」を「 $\frac{50}{100}$ 」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条）

職員の区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	468,600
職員以外の職員	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	

43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700			
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400			
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200			
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000			
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400			
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100			
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600			
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000			
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400			
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800			
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200			
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600			
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000			
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300			
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600			
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000			
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300			
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600			
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900			
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	445, 300			
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	445, 600			
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	445, 900			
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	446, 200			
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300				
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600				
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900				
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100				
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400				
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700				
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000				
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200				
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500				
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800				
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000				
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200				
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500				
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800				
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000				
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200				
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500				
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800				
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000				
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200				
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	410, 500				
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	410, 800				
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	411, 000				
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	411, 200				

90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	411, 500
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	411, 800
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	412, 000
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	412, 200
94		294, 900	342, 600	381, 500	393, 300	
95		295, 200	343, 100	381, 900	393, 600	
96		295, 600	343, 500	382, 300	393, 800	
97		295, 800	343, 700	382, 600	394, 000	
98		296, 100	344, 100	383, 100	394, 300	
99		296, 500	344, 500	383, 500	394, 600	
100		296, 900	344, 800	383, 900	394, 800	
101		297, 100	345, 100	384, 200	395, 000	
102		297, 400	345, 500	384, 700		
103		297, 800	345, 900	385, 100		
104		298, 100	346, 300	385, 500		
105		298, 300	346, 800	385, 800		
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			
108		299, 300	348, 000			
109		299, 500	348, 500			
110		299, 900	348, 900			
111		300, 300	349, 200			
112		300, 600	349, 500			
113		300, 800	350, 000			
114		301, 000	350, 400			
115		301, 300	350, 700			
116		301, 700	351, 000			
117		301, 900	351, 500			
118		302, 100	351, 900			
119		302, 400	352, 200			
120		302, 700	352, 500			
121		303, 100	353, 000			
122		303, 300	353, 400			
123		303, 600	353, 700			
124		303, 900	354, 000			
125		304, 200	354, 500			
126			354, 900			
127			355, 200			
128			355, 500			
129			356, 000			
130			356, 400			
131			356, 700			
132			357, 000			
133			357, 500			
134			357, 900			
135			358, 200			
136			358, 500			

	137			359,000					
再任用職員		187,700	248,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条）

職員の区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用	1	143,800	187,400	198,500	227,800	266,000
職員以外の職員	2	144,800	188,700	200,300	229,700	267,700
	3	145,800	190,100	202,100	231,600	269,200
	4	146,900	191,300	203,900	233,500	271,000
	5	147,700	192,300	205,400	235,400	272,700
	6	148,700	193,800	207,200	237,300	274,500
	7	149,800	195,200	209,000	239,200	276,300
	8	150,800	196,500	210,800	241,100	278,300
	9	151,900	197,900	212,400	243,000	280,200
	10	153,300	198,900	214,200	244,900	282,200
	11	154,500	200,200	216,000	246,800	284,100
	12	155,700	201,200	217,800	248,700	286,000
	13	156,800	202,400	219,200	250,600	287,900
	14	158,000	203,500	221,000	252,500	289,700
	15	159,200	204,600	222,700	254,400	291,200
	16	160,400	205,700	224,500	256,300	292,600
	17	161,500	208,500	226,100	258,200	294,400
	18	163,000	209,700	227,800	260,100	296,400
	19	164,500	211,100	229,400	262,000	298,500
	20	166,000	212,300	230,900	263,900	300,500
	21	167,400	213,600	234,400	265,800	302,400
	22	168,800	215,000	236,000	267,700	304,500
	23	170,300	216,400	237,500	269,600	306,500
	24	171,800	217,800	239,000	271,500	308,600
	25	173,100	219,100	240,300	273,400	310,300
	26	174,800	220,700	241,900	275,300	312,400
	27	176,500	222,300	243,400	277,200	314,400
	28	178,200	223,700	244,900	279,100	316,400
	29	179,900	224,900	246,000	281,000	318,100
	30	181,300	226,400	247,500	282,900	320,100
	31	183,000	227,900	249,000	284,500	322,200
	32	184,500	229,200	250,300	286,200	324,300
	33	187,400	230,000	251,800	287,900	325,500
	34	188,700	230,700	253,000	289,400	327,500
	35	190,100	231,600	254,300	290,600	329,400
	36	191,300	232,600	255,500	291,800	331,500
	37	192,300	233,200	256,800	293,300	333,400
	38	193,800	234,700	258,200	295,100	335,300
	39	195,200	236,000	259,600	296,800	337,300
	40	196,500	237,000	261,100	298,600	339,200
	41	197,900	238,300	262,700	300,000	341,100
	42	198,900	239,500	264,400	301,700	343,000
	43	200,200	240,800	266,000	303,300	344,800
	44	201,200	242,000	267,600	304,800	346,700

	45	202, 400	242, 800	269, 400	306, 300	348, 200	
	46	203, 500	244, 000	271, 200	307, 900	349, 600	
	47	204, 600	245, 200	272, 900	309, 500	351, 100	
	48	205, 700	246, 300	274, 600	311, 200	352, 600	
	49	206, 600	247, 400	276, 200	312, 200	354, 200	
	50	207, 700	248, 400	277, 900	313, 600	355, 000	
	51	208, 700	249, 500	279, 700	315, 000	356, 200	
	52	209, 700	250, 500	281, 200	316, 500	357, 200	
	53	210, 600	251, 600	282, 400	317, 600	358, 100	
	54	211, 700	252, 500	284, 100	319, 100	359, 200	
	55	212, 800	253, 500	285, 700	320, 500	360, 100	
	56	213, 700	254, 500	287, 400	321, 900	361, 200	
	57	214, 600	255, 500	289, 000	323, 500	362, 100	
	58	215, 500	256, 700	290, 700	324, 700	362, 800	
	59	216, 200	257, 600	292, 500	326, 000	363, 500	
	60	217, 100	258, 900	294, 300	327, 200	364, 200	
	61	217, 900	259, 600	295, 800	328, 300	364, 600	
	62	219, 100	260, 600	297, 500	329, 200	365, 200	
	63	220, 100	261, 700	299, 000	330, 300	365, 900	
	64	220, 900	262, 600	300, 600	331, 400	366, 600	
	65	221, 500	263, 700	302, 200	332, 500	366, 900	
	66	222, 500	264, 700	303, 900	333, 600	367, 600	
	67	223, 600	265, 800	305, 500	334, 600	368, 300	
	68	224, 700	266, 500	307, 200	335, 600	369, 000	
	69	225, 200	267, 200	308, 100	336, 600	369, 300	
	70	226, 300	268, 000	309, 600	337, 600	369, 900	
	71	227, 400	269, 000	311, 100	338, 600	370, 600	
	72	228, 400	270, 000	312, 700	339, 600	371, 200	
	73	229, 200	270, 800	314, 300	340, 500	371, 500	
	74	230, 200	271, 800	315, 900	341, 500	372, 100	
	75	231, 200	272, 900	317, 500	342, 500	372, 800	
	76	232, 100	273, 900	319, 000	343, 500	373, 400	
	77	233, 000	274, 900	320, 500	344, 400	373, 800	
	78	233, 900	276, 000	321, 700	345, 300	374, 300	
	79	234, 700	276, 800	322, 900	346, 200	374, 900	
	80	235, 400	277, 900	324, 100	347, 000	375, 400	
	81	236, 300	278, 700	324, 800	347, 800	375, 900	
	82	237, 300	279, 500	325, 700	348, 600	376, 500	
	83	238, 300	280, 300	326, 500	349, 400	377, 000	
	84	239, 300	281, 100	327, 300	350, 100	377, 300	
	85	240, 300	281, 700	328, 200	350, 800	377, 700	
	86	241, 300		328, 600	351, 600	378, 200	
	87	242, 000		329, 300	352, 400	378, 600	
	88	242, 700		330, 100	353, 100	379, 000	
	89	243, 500		330, 900	353, 800	379, 400	
	90			331, 600	354, 500	379, 900	
	91			332, 300	355, 200	380, 300	
	92			333, 000	355, 900	380, 700	
	93			333, 500	356, 500	381, 000	
	94			334, 100	357, 000	381, 500	

	95		334,600	357,500	381,900	
	96		335,200	358,000	382,300	
	97		335,500	358,400	382,600	
	98		336,000	358,900	383,100	
	99		336,400	359,400	383,500	
	100		336,900	359,800	383,900	
	101		337,300	360,300	384,200	
	102		337,800	360,800	384,700	
	103		338,300	361,300	385,100	
	104		338,800	361,700	385,500	
	105		339,100	362,200	385,800	
	106		339,500	362,700		
	107		340,000	363,200		
	108		340,400	363,600		
	109		340,700	364,100		
	110		341,100	364,600		
	111		341,600	365,100		
	112		342,000	365,500		
	113		342,200	366,000		
	114		342,600	366,500		
	115		343,100	367,000		
	116		343,500	367,400		
	117		343,700	367,900		
	118		344,100	368,400		
	119		344,500	368,900		
	120		344,800	369,300		
	121		345,100	369,800		
	122		345,500			
	123		345,900			
	124		346,300			
	125		346,800			
	126		347,200			
	127		347,600			
	128		348,000			
	129		348,500			
再任用職員		193,600	245,400	250,300	255,200	274,600

備考 この表は、技能労務職に適用する。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第7項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{100}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{100}{100}$ 」に、「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{120}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{100}{100}$ 」に、「 $\frac{50}{100}$ 」を「 $\frac{47.5}{100}$ 」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第6条第2項中「 $\frac{162.5}{100}$ 」を「 $\frac{167.5}{100}$ 」に改める。

第4条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{165}{100}$ 」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年6月条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条）

号給 △	職種	一般職1（定例的又は補助的な事務に従事する事務職員又は技術職員）	一般職2（知識経験を必要とする事務に従事する事務職員又は技術職員）
		給料月額	給料月額
1		円 150,100	円 198,500
2		151,200	200,300
3		152,400	202,100
4		153,500	203,900
5		154,600	205,400
6		155,700	207,200
7		156,800	209,000
8		157,900	210,800
9		158,900	212,400
10		160,300	214,200
11		161,600	216,000
12		162,900	217,800
13		164,100	219,200
14		165,600	221,000
15		167,100	222,700
16		168,700	224,500
17		169,800	226,100
18		171,200	227,800
19		172,600	229,400
20		174,000	230,900
21		175,300	232,200
22		177,800	233,800
23		180,300	235,400
24		182,800	236,900
25		185,200	237,900
26		186,900	239,400
27		188,500	240,700
28		190,200	241,900
29		191,700	243,100
30		193,400	244,100
31		195,200	245,100
32		196,900	246,100
33		198,500	247,200
34		199,900	248,100
35		201,400	249,000
36		202,900	250,000
37		204,200	250,900
38		205,500	252,200
39		206,700	253,400
40		208,000	254,700
41		209,300	256,000
42		210,600	257,400

43	211, 900	258, 600
44	213, 200	259, 800
45	214, 300	260, 900
46	215, 600	262, 100
47	216, 900	263, 400
48	218, 200	264, 500
49	219, 200	265, 600
50	220, 300	266, 600
51	221, 300	267, 800
52	222, 300	268, 900
53	223, 300	269, 900
54	224, 200	270, 900
55	225, 100	272, 000
56	226, 000	273, 100
57	226, 300	274, 000
58	227, 100	275, 000
59	227, 800	275, 900
60	228, 500	277, 000
61	229, 200	278, 100
62	230, 000	279, 100
63	230, 700	280, 000
64	231, 300	281, 000
65	231, 900	281, 500
66	232, 500	282, 400
67	233, 100	283, 100
68	233, 800	284, 000
69	234, 500	285, 000
70	235, 100	285, 800
71	235, 600	286, 600
72	236, 300	287, 400
73	237, 000	288, 200
74	237, 600	288, 700
75	238, 200	289, 100
76	238, 700	289, 600
77	239, 300	289, 800
78	240, 000	290, 100
79	240, 700	290, 300
80	241, 200	290, 700
81	241, 700	290, 900
82	242, 300	291, 100
83	242, 900	291, 500
84	243, 400	291, 800
85	243, 900	292, 100
86	244, 500	292, 400
87	245, 100	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100

92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300
123		303, 600
124		303, 900
125		304, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条）

号給 ＼	職種	技能労務職1（業務に従事する職員）	技能労務職2（技能経験を必要とする業務に従事する職員）
		給料月額	給料月額
1		円 143,800	円 187,400
2		144,800	188,700
3		145,800	190,100
4		146,900	191,300
5		147,700	192,300
6		148,700	193,800
7		149,800	195,200
8		150,800	196,500
9		151,900	197,900
10		153,300	198,900
11		154,500	200,200
12		155,700	201,200
13		156,800	202,400
14		158,000	203,500
15		159,200	204,600
16		160,400	205,700
17		161,500	208,500
18		163,000	209,700
19		164,500	211,100
20		166,000	212,300
21		167,400	213,600
22		168,800	215,000
23		170,300	216,400
24		171,800	217,800
25		173,100	219,100
26		174,800	220,700
27		176,500	222,300
28		178,200	223,700
29		179,900	224,900
30		181,300	226,400
31		183,000	227,900
32		184,500	229,200
33		187,400	230,000
34		188,700	230,700
35		190,100	231,600
36		191,300	232,600
37		192,300	233,200
38		193,800	234,700
39		195,200	236,000
40		196,500	237,000
41		197,900	238,300
42		198,900	239,500

43	200, 200	240, 800
44	201, 200	242, 000
45	202, 400	242, 800
46	203, 500	244, 000
47	204, 600	245, 200
48	205, 700	246, 300
49	206, 600	247, 400
50	207, 700	248, 400
51	208, 700	249, 500
52	209, 700	250, 500
53	210, 600	251, 600
54	211, 700	252, 500
55	212, 800	253, 500
56	213, 700	254, 500
57	214, 600	255, 500
58	215, 500	256, 700
59	216, 200	257, 600
60	217, 100	258, 900
61	217, 900	259, 600
62	219, 100	260, 600
63	220, 100	261, 700
64	220, 900	262, 600
65	221, 500	263, 700
66	222, 500	264, 700
67	223, 600	265, 800
68	224, 700	266, 500
69	225, 200	267, 200
70	226, 300	268, 000
71	227, 400	269, 000
72	228, 400	270, 000
73	229, 200	270, 800
74	230, 200	271, 800
75	231, 200	272, 900
76	232, 100	273, 900
77	233, 000	274, 900
78	233, 900	276, 000
79	234, 700	276, 800
80	235, 400	277, 900
81	236, 300	278, 700
82	237, 300	279, 500
83	238, 300	280, 300
84	239, 300	281, 100
85	240, 300	281, 700
86	241, 300	
87	242, 000	
88	242, 700	
89	243, 500	

備考 この表は、技能労務職のフルタイム会計年度任用職員に適用する。

付 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。  
(適用)
- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第4条第1項の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第17条の規定及び改正後の任期付条例第6条の規定は同年12月1日から適用する。  
(内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 75 号

鎌倉市恩給条例等を廃止する条例の制定について

鎌倉市恩給条例等を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

恩給の受給権者への支給が終了したため、関係条例を廃止しようとするものである。

## 鎌倉市恩給条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鎌倉市恩給条例（昭和24年8月条例第58号）
- (2) 鎌倉市恩給条例臨時特例（昭和24年8月条例第59号）
- (3) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和32年3月条例第2号）
- (4) 昭和28年12月31日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和37年3月条例第4号）
- (5) 昭和28年12月31日以前並びに昭和29年1月1日以後に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和37年12月条例第22号）
- (6) 昭和35年3月31日以前並びに昭和35年4月1日以後に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和40年12月条例第20号）
- (7) 昭和35年3月31日以前並びに昭和35年4月1日以後に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和42年12月条例第24号）
- (8) 昭和35年3月31日以前並びに昭和35年4月1日以後に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和43年12月条例第16号）
- (9) 昭和35年3月31日以前並びに昭和35年4月1日以後に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和45年3月条例第16号）
- (10) 昭和35年3月31日以前並びに昭和35年4月1日以後に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和46年3月条例第16号）
- (11) 鎌倉市職員の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和47年3月条例第15号）
- (12) 鎌倉市職員の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和48年3月条例第35号）
- (13) 鎌倉市職員の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和49年3月条例第30号）
- (14) 鎌倉市職員の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和49年12月条例第27号）

- (15) 鎌倉市職員の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和51年3月条例第19号）
- (16) 鎌倉市職員の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和51年10月条例第16号）
- (17) 鎌倉市恩給年額改定条例（昭和52年10月条例第8号）
- (18) 鎌倉市平成元年4月分から同年7月分までの遺族扶助料に係る加算の年額の特例に関する条例（平成2年3月条例第11号）

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)
- 2 鎌倉市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和26年9月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（降任者又は免職者の給与）

第4条 降任され、又は免職された者の給与は、別に条例で定めるところによる。

議案第 76 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年（2023年）2月8日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる

特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人鎌倉あそび基地	鎌倉市常盤422番地6フ オルム鎌倉常盤101号	令和4年1月1日から 令和9年12月31日まで
------------------	-----------------------------	----------------------------

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の規定は、令和4年1月1日から適用する。

議案第 77 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する  
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

建築基準法等の一部改正に伴い、建築基準法等における許可及び認定申請の手数料を追加等するほか、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

## 鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

### (手数料条例の一部改正)

第1条 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第85項各号を次のように改める。

- |  |  |
|--|--|
| (1) 一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下第97項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 | 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<br>床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円<br>200平方メートル以上のもの 19,000円  |
| (2) 一戸建ての住宅の場合（前号に該当するものを除く。）  | 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<br>床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円<br>200平方メートル以上のもの 38,000円  |
| (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下同じ。）の場合   | 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額<br><br>ア 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<br>床面積の合計が300 |

平方メートル未満のもの 33,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

5,000平方メートル以上のもの 160,000円

イ 住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円

5,000平方メートル以上のもの 280,000円

ウ 非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。以下第96項までにおいて同じ。）の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき

基準の一部を改正する件（令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。第88項において「改正告示」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和4年国土交通省告示第1107号。第88項、第94項及び第96項において「増改築部分告示」という。）第一第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

310,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
370,000円

25,000平方メートル以上のもの  
440,000円

エ 非住宅部分(ウに該当するものを除く。)  
次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
370,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
530,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
650,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
770,000円

25,000平方メートル以上のもの 870,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第86項中「登録建築物調査機関等」を「判定機関等」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅の 4,700円

場合

(2) 一の建築物の場合

次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額

ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 45,000円

5,000平方メートル以上のもの 81,000円

イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メー

トル未満のもの  
130,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
160,000円

25,000平方メートル以上のもの 200,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第88項各号を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
8,500円

200平方メートル以上のもの 9,500円

(2) 一戸建ての住宅の場合(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
17,000円

200平方メートル以上のもの 19,000円

(3) 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。)の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この項及び次項において同じ。)(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合する

ものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 16,500円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,500円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 50,000円

5,000平方メートル以上のもの 80,000円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分(アに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 34,500円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 60,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

5,000平方メートル以上のもの 140,000円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))又は改正告示附則第3項の規定に

より読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第一第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 43,500円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 55,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 75,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
120,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
155,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
185,000円

25,000平方メートル以上のもの  
220,000円

エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分(ウに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 115,000円

300平方メートル以上  
1,000平方メートル未満のもの 145,000円

1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満のもの 185,000円

2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満のもの 265,000円

5,000平方メートル以上  
10,000平方メートル未満のもの 325,000円

10,000平方メートル以上  
25,000平方メートル未満のもの 385,000円

25,000平方メートル以上のもの 435,000円

オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 第85項第3号の規定により算出した金額(この場合において、同項第3号中「床面積」とあるのは「追加する床面積」とそれぞれ読み替えるものとする。)

別表市長の部都市景観部関係の款第89項中「登録建築物調査機関等」を「判定機関等」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅の 2,350円  
場合

(2) 一の建築物の場合

次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものも含む。)

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300  
平方メートル未満のもの  
の 4,700円

300平方メートル以上  
2,000平方メートル  
未満のもの 10,000円

2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル  
未満のもの 22,500  
円

5,000平方メートル  
以上のもの 40,500円

イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が300  
平方メートル未満のもの  
の 4,700円

300平方メートル以上  
1,000平方メートル  
未満のもの 8,000円

1,000平方メートル  
以上2,000平方メートル  
未満のもの 13,500  
円

2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル  
未満のもの 40,000  
円

5,000平方メートル  
以上10,000平方メートル  
未満のもの 65,000  
円

10,000平方メートル  
以上25,000平方メートル  
未満のもの 80,000

円

25,000平方メートル  
以上のもの 100,000  
円

ウ 新たに追加する住  
宅部分又は非住宅部  
分 第86項第2号の  
規定により算出した  
金額(この場合におい  
て、同項第3号中「床  
面積」とあるのは「追  
加する床面積」とそれ  
ぞれ読み替えるもの  
とする。)

別表市長の部都市景観部関係の款第90項第1号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、第94項及び第97項において「省令」という。）第10条第1号本文に規定する工場等（以下「工場等」という。）」を「工場等」に改め、同号ア中

「

「

省令第1条第1項第1号口に規  
定する基準(以下第92項までにおい  
て「モデル建物法」という。)に適  
合する場合

を

省令第1条第1項第1号口に規  
定する基準に適合する場合 次に  
掲げる非住宅部分の床面積の区分  
に応じ、それぞれ次に定める金額

」

に改め、同号イ中

「

「

省令第1条第1項第1号イに規  
定する基準(以下第92項までにおい  
て「標準入力法・主要室入力法」と  
いう。)に適合する場合又は同号た  
だし書及び省令第10条第1号ただし  
書に規定する国土交通大臣がエ  
ネルギー消費性能を適切に評価で  
きる方法と認める方法(以下「建築  
物総合シミュレーションツール」と  
いう。)によって非住宅部分(法第  
11条第1項に規定する非住宅部分  
をいう。以下同じ。)が備えるべき  
エネルギー消費性能を有すること  
が確かめられた場合

を

ア以外の場合 次に掲げる非住  
宅部分の床面積の区分に応じ、そ  
れぞれ次に定める金額

」

に改め、同項第2号ア中

「

「

モデル建物法に適合する場合

を

省令第1条第1項第1号口に  
規定する基準に適合する場合  
次に掲げる非住宅部分の床面積  
の区分に応じ、それぞれ次に定め

る金額

に改め、同号イ中

「

標準入力法・主要室入力法に適合する場合又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合

」

」

に改め、同款第91項第1号ア中

「

モデル建物法に適合する場合

を

「

ア以外の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」

に改め、同号イ中

「

標準入力法・主要室入力法に適合する場合又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合

」

」

に改め、同項第2号中

「

モデル建物法に適合する場合

を

「

ア以外の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」

に改め、同号イ中

「

標準入力法・主要室入力法に適合する場合又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合

」

」

を

「

ア以外の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」

に改め、同款第92項第1号ア中

「

モデル建物法に適合する場合

を

省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合する場合  
次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」

に改め、同号イ中

「

標準入力法・主要室入力法に適合する場合又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合

」

に改め、同項第2号ア中

「

モデル建物法に適合する場合

を

省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合する場合  
次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」

に改め、同号イ中

「

標準入力法・主要室入力法に適合する場合又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合

」

に改め、同款第94項第1号中「。次号及び第96項において同じ。」を削り、同号ア中「(ウに該当する場合を除く。)」を削り、同号イ中「(ウに該当する場合を除く。)」を削り、同号イ(イ)中

「

住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。ただし、共用部分の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この項、第96項及び第97項において同じ。)

」

に改め、同号イ(イ)中

「

を

住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」

非住宅部分

非住宅部分 次に掲げる非  
住宅部分の床面積の区分に応  
じ、それぞれ次に定める金額

」

」

に改め、同号ウ中「第30条第1項第4号に規定する場合」を「第35条第1項第4号の規定」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法第35条第1項各号 それぞれ次に定める金  
(ア、イ又はウに掲げ 額

る場合にあっては、第

1号から第3号まで) ア 1号から第3号まで) に掲げる基準に適合し  
ていることについて、  
あらかじめ判定機関等  
による審査を受けてい  
ない場合

ア 一戸建ての住宅(省  
令第10条第2号イ(2)  
及びロ(2)に適合する  
ものとして申請され  
たものに限る。)の場  
合 次に掲げる一戸  
建ての住宅の床面積  
の区分に応じ、それぞ  
れ次に定める金額

床面積の合計が200  
平方メートル未満の  
もの 17,000円

200平方メートル以  
上のもの 19,000円

イ 一戸建ての住宅の  
場合(アに該当するも  
のを除く。) 次に掲  
げる一戸建ての住宅  
の床面積の区分に応  
じ、それぞれ次に定め  
る金額

床面積の合計が200  
平方メートル未満の  
もの 34,000円

床面積の合計が200  
平方メートル以上の  
もの 38,000円

ウ 一の建築物の場合  
次に掲げる建築物の  
部分の区分に応じそ  
れぞれ次に定める金  
額を、当該申請に係る  
建築物の部分につい  
て合算した金額

(イ) 住宅部分(省令第

10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの 33,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

5,000平方メートル以上のもの  
160,000円

(イ) 住宅部分 (ア)に該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの  
69,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円

5,000平方メートル以上のもの

280,000円

(イ) 非住宅部分（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号。第96項において「改正省令」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第一第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）

次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が  
300平方メートル  
未満のもの  
87,000円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円

25,000平方メートル以上のもの  
440,000円

(ii) 非住宅部分（(i)に該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの  
230,000円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円

25,000平方メー

トル以上のもの  
870,000円

エ 法第35条第1項第4号の規定に該当する場合 当該申請に係る法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物について、当該建築物ごとにア、イ又はウの区分に当てはめて算出した金額を合算した金額

別表市長の部都市景観部関係の款第96項第1号中「第35条第1項各号」の次に「(ア又はイに掲げる場合にあっては、第1号から第3号まで)」を加え、同号ア中「(ウに該当する場合を除く。)」を削り、同号イ中「(ウに該当する場合を除く。)」を削り、同号イ(イ)中

「  
住宅部分 を 」  
「  
住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
」  
に改め、同号イ(イ)中  
「  
非住宅部分 を 」  
「  
非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
」

に改め、同号ウ中「第30条第1項第4号に規定する場合」を「第35条第1項第4号の規定」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 変更部分が法第35条 それぞれ次に定める金  
第1項各号(ア、イ又はウに掲げる場合にあつては、第1号から第3号まで)に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関等による審査を受けていない場合  
ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が  
200平方メートル未満のもの 8,500円

200平方メートル以上  
のもの 9,500円

イ 一戸建ての住宅の  
場合（アに該当するも  
のを除く。） 次に掲  
げる一戸建ての住宅  
の床面積の区分に応  
じ、それぞれ次に定め  
る金額

床面積の合計が200  
平方メートル未満の  
もの 17,000円

床面積の合計が200  
平方メートル以上の  
もの 19,000円

ウ 一の建築物の場合  
次に掲げる建築物の  
部分の区分に応じそ  
れぞれ次に定める金  
額を、当該申請に係る  
建築物の部分につい  
て合算した金額

(7) 住宅部分（省令第  
10条第2号イ(2)及  
びロ(2)に適合する  
ものとして申請さ  
れた建築物に係る  
ものに限る。） 次  
に掲げる住宅部分  
の床面積の区分に  
応じ、それぞれ次に  
定める金額

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 16,500  
円

300平方メートル  
以上2,000平方メ  
ートル未満のもの  
28,500円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方  
メートル未満のも  
の 50,000円

5,000平方メート

ル以上のもの  
80,000円

(イ) 住宅部分 ((ア)に該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が  
300 平方メートル  
未満のもの  
34,500円

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 60,000円

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 100,000円

5,000 平方メートル以上のもの  
140,000円

(ア) 非住宅部分 (省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)) 又は改正省令附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第一第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が

300平方メートル  
未満のもの  
43,500円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 55,500円

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 75,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 155,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 185,000円

25,000平方メートル以上のもの  
220,000円

(イ) 非住宅部分 ((ア)  
に該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの  
115,000円

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 145,000円

1,000平方メートル以上2,000平

方メートル未満の  
もの 185,000円

2,000平方メー  
トル以上5,000平  
方メートル未満の  
もの 265,000円

5,000平方メー  
トル以上10,000平  
方メートル未満の  
もの 325,000円

10,000平方メー  
トル以上25,000平  
方メートル未満の  
もの 385,000円

25,000平方メー  
トル以上のもの  
435,000円

工 法第35条第1項第  
4号の規定に該当す  
る場合 当該申請に  
係る法第34条第3項  
に規定する申請建築  
物及び他の建築物に  
ついて、次に掲げる  
建築物の区分に応  
じ、それぞれ次に定  
める金額を合算した  
金額

(7) 当該申請による  
変更前の建築物エ  
ネルギー消費性能  
向上計画に記載さ  
れた申請建築物又  
は他の建築物のう  
ち、当該変更に係  
る建築物 当該建  
築物ごとにア、イ  
又はウの区分に當  
てはめて算出した  
金額

(4) 当該変更により  
建築物エネルギー  
消費性能向上計  
画に新たに記載さ  
れる建築物 当該  
建築物ごとに第94

項第1号の規定の  
例により算定した  
金額

別表市長の部都市景観部関係の款第97項第1号ウ(イ)中「第94項第2号イ(イ)b」を「第94項第2号ウ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第94項第2号イ(イ)a」を「第94項第2号ウ(イ)」に改める。

第2条 鎌倉市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第1項中「第76項」を「第78項」に改め、同款第5項、第6項、第9項、第10項、第20項、第21項、第24項及び第25項中「第93項」を「第95項」に改め、同款第121項中「宅地造成等規制法」を「令和4年改正宅造法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅造法」に改め、同項を同款第123項とし、同款第120項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項及び次項において「令和4年改正宅造法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正宅造法による改正前の宅地造成等規制法（次項において「旧宅造法」という。）」に改め、同項を同款第122項とし、同款第110項から第119項までを2項ずつ繰り下げ、同款第109項中「第116項」を「第118項」に改め、同項を同款第111項とし、同款第100項から第108項までを2項ずつ繰り下げ、同款第99項中「第108項」を「第110項」に改め、同項を同款第101項とし、同款第98項を同款第100項とし、同款第97項第1号ア中「第94項第2号ア」を「第96項第2号ア」に改め、同号ウ(イ)中「第94項第2号イ(イ)」を「第96項第2号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第94項第2号ウ(イ)」を「第96項第2号ウ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第94項第2号ウ(イ)」を「第96項第2号ウ(イ)」に改め、同項を同款第99項とし、同款第96項第1号ウ(イ)及び同項第2号エ(イ)中「第94項第1号」を「第96項第1号」に改め、同項を同款第98項とし、同款第95項第1号イ中「第94項又は第96項」を「第96項又は第98項」に改め、同項を同款第97項とし、同款第90項から第94項までを2項ずつ繰り下げ、同款第89項第2号ウ中「第86項第2号」を「第88項第2号」に改め、同項を同款第91項とし、同款第88項第3号才中「第85項第3号」を「第87項第3号」に改め、同項を同款第90項とし、同款第87項を同款第89項とし、同款第86項を同款第88項とし、同款第85項中「以下第97項」を「以下第99項」に改め、同項第1号中「第97項まで」を「第99項まで」に改め、同項第3号ウ中「第96項まで」を「第98項まで」に、「第88項に」を「第90項に」に改め、同項を同款第87項とし、同款中第82項を第84項とし、第83項を第85項とし、第84

項を第86項とし、同款第81項中「第84項」を「第86項」に改め、同項を同款第83項とし、同款第80項を同款第82項とし、同款第79項第1号中「第82項」を「第84項」に改め、同項を同款第81項とし、同款第68項から78項までを2項ずつ繰り下げ、同款第67項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「建築許可申請手数料」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に改め、同項を同款第69項とし、同款第66項を同款第68項とし、同款第65項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料」に改め、同項を同款第67項とし、同款第49項から第64項までを2項ずつ繰り下げ、同款第51項の前に次の1項を加える。

50 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査  
高度地区における建築物の高さの許可申請手数料 160,000円

別表市長の部都市景観部関係の款中第48項を第49項とし、第47項を第48項とし、同款第46項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項を同款第47項とし、同款第41項から第45項までを1項ずつ繰り下げ、同款第42項の前に次の1項を加える。

41 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査

建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円

別表備考1中「第87項及び第95項」を「第89項及び第97項」に改め、同表備考2中「第99項から第108項」を「第101項から第110項」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中別表市長の部都市景観部関係の款第120項及び第121項の改正規定（同款第120項を同款第122項とする改正規定及び同款第121項を同款第123項とする改正規定を除く。）は、令和5年5月26日から施行する。

議案第 78 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴  
い、必要な事項を定めるものである。

## 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

### （安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該放家庭的保育事業所等の設備の安全点検並びに職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含む家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員への研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

### （自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限

り」を加え、ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・  
子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な規  
定の整備を行うものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第10号）

令和 4 年度鎌倉市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,691,998 千円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,916,842 千円  
とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」  
による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年（2023 年）2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 島根県歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 市税		千円 35,096,659	千円 1,835,984	千円 36,932,643
5 市民税		17,546,174	1,690,549	19,236,723
10 固定資産税		13,379,197	54,048	13,433,245
15 軽自動車税		178,129	6,703	184,832
20 市たばこ税		714,617	74,885	789,502
30 都市計画税		3,278,542	9,799	3,288,341
10 地方譲与税		316,510	7,000	323,510
8 地方揮発油譲与税		73,000	7,000	80,000
15 利子割交付金		20,000	△6,000	14,000
5 利子割交付金		20,000	△6,000	14,000
16 配当割交付金		216,000	125,000	341,000
5 配当割交付金		216,000	125,000	341,000
18 法人事業税交付金		201,200	208,800	410,000
5 法人事業税交付金		201,200	208,800	410,000
19 地方消費税交付金		3,843,000	172,000	4,015,000
5 地方消費税交付金		3,843,000	172,000	4,015,000
31 環境性能割交付金		55,000	15,000	70,000
5 環境性能割交付金		55,000	15,000	70,000
33 地方特例交付金		150,000	5,909	155,909
5 地方特例交付金		150,000	5,909	155,909
35 地方交付税		33,000	3,000	36,000
5 地方交付税		33,000	3,000	36,000
40 交通安全対策特別交付金		21,000	△1,000	20,000
5 交通安全対策特別交付金		21,000	△1,000	20,000
45 分担金及び負担金		345,664	△5,766	339,898
5 負担金		345,664	△5,766	339,898

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
50	使用料及び手数料	1,169,427	△18,179	1,151,248
	5 使用料	399,682	22	399,704
	10 手数料	752,745	△18,201	734,544
55	国庫支出金	12,333,870	558,203	12,892,073
	5 国庫負担金	7,678,183	203,598	7,881,781
	10 国庫補助金	4,573,934	354,605	4,928,539
60	県支出金	4,256,481	42,842	4,299,323
	5 県負担金	2,907,321	44,578	2,951,899
	10 県補助金	901,316	4,378	905,694
	15 委託金	447,844	△6,114	441,730
65	財産収入	621,848	△1,281	620,567
	5 財産運用収入	132,303	131	132,434
	10 財産売払収入	489,545	△1,412	488,133
70	寄附金	1,819,223	694,898	2,514,121
	5 寄附金	1,819,223	694,898	2,514,121
75	繰入金	4,339,195	△4,136,633	202,562
	5 基金繰入金	4,218,885	△4,090,378	128,507
	10 他会計繰入金	120,310	△46,255	74,055
80	繰越金	1,294,165	3,257,710	4,551,875
	5 繰越金	1,294,165	3,257,710	4,551,875
85	諸収入	1,253,602	30,811	1,284,413
	5 延滞金加算金及び過料	65,001	△15,000	50,001
	25 雑入	841,451	45,811	887,262
90	市債	3,586,000	△96,300	3,489,700
	5 市債	3,586,000	△96,300	3,489,700
歳 入 合 計		71,224,844	2,691,998	73,916,842

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		千円 424, 165	千円 4, 588	千円 428, 753
10 総務費	5 議会費	424, 165	4, 588	428, 753
15 民生費		8, 525, 731	3, 595, 518	12, 121, 249
20 衛生費	5 総務管理費	7, 010, 933	3, 624, 809	10, 635, 742
25 労働費	10 徹稅費	713, 953	△3, 968	709, 985
30 農林水産業費	15 戸籍住民基本台帳費	539, 286	△15, 180	524, 106
35 商工費	20 選挙費	185, 428	△13, 208	172, 220
40 観光費	25 統計調査費	19, 187	2, 011	21, 198
45 土木費	30 監査委員費	56, 944	1, 054	57, 998
5 農業水産業費		28, 944, 426	△399, 811	28, 544, 615
10 児童福祉費	5 社会福祉費	14, 714, 316	△122, 883	14, 591, 433
15 環境対策費	10 生活保護費	12, 062, 168	△397, 816	11, 664, 352
20 土木費	20 清掃費	2, 166, 307	120, 888	2, 287, 195
25 観光費	25 保健衛生費	7, 530, 981	47, 916	7, 578, 897
30 農林水産業費	30 労働費	89, 866	1, 108	90, 974
35 商工費	35 商工費	89, 866	1, 108	90, 974
40 土木費	40 観光費	183, 458	△1, 436	182, 022
45 土木費	5 農業水産業費	183, 458	△1, 436	182, 022
5 議会費		717, 447	△2, 092	715, 355
10 総務費	5 商工費	717, 447	△2, 092	715, 355
15 民生費	15 戸籍住民基本台帳費	732, 399	△27, 383	705, 016
20 衛生費	20 選挙費	732, 399	△27, 383	705, 016
25 労働費	25 統計調査費	7, 967, 332	△219, 294	7, 748, 038
30 農林水産業費	30 監査委員費			
35 商工費	35 保健衛生費			
40 観光費	40 生活保護費			
45 土木費	45 清掃費			

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
	5 土木管理費	1,518,491	△69,003	1,449,488
	10 道路橋りょう費	1,172,457	△69,362	1,103,095
	15 河川費	190,734	△8,809	181,925
	20 都市計画費	4,711,383	△70,395	4,640,988
	25 住宅費	374,267	△1,725	372,542
50 消防費		2,672,830	49,420	2,722,250
	5 消防費	2,672,830	49,420	2,722,250
55 教育費		9,301,965	△343,941	8,958,024
	5 教育総務費	2,416,095	△192,432	2,223,663
	10 小学校費	3,045,556	△16,367	3,029,189
	15 中学校費	1,571,946	6,128	1,578,074
	20 社会教育費	1,947,291	△136,133	1,811,158
	25 保健体育費	321,077	△5,137	315,940
60 公債費		4,070,649	△9,000	4,061,649
	5 公債費	4,070,649	△9,000	4,061,649
65 諸支出金		13,595	△3,595	10,000
	5 土地開発公社費	13,595	△3,595	10,000
歳 出 合 計		71,224,844	2,691,998	73,916,842

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	05 社会福祉費	今泉さわやかセンター エレベーター修繕事業	千円 14,414
15 民生費	10 児童福祉費	御成町在宅福祉サービス センター外壁等修繕事業	57,460
20 衛生費	10 清掃費	植木剪定材受入事業場 維持修繕事業	30,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	横断歩道橋維持修繕工事負担金 (小袋谷歩道橋)	274,612
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路新設改良整備事業 (市道 047-044号線外)	32,175
45 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業 (岩瀬下土腐1号橋外4橋)	19,184
45 土木費	20 都市計画費	短期的観光渋滞対策 関連調査業務委託事業	15,499
50 消防費	05 消防費	高機能消防指令センター更新 基本設計業務委託事業	7,336
55 教育費	10 小学校費	小学校保健特別対策事業	22,950
55 教育費	10 小学校費	小学校教員用パソコン購入事業	2,763
55 教育費	15 中学校費	中学校保健特別対策事業	12,150
55 教育費	15 中学校費	中学校教員用パソコン購入事業	9,207

### 第3表 地方債補正

#### 1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 63,700	普通貸借または証券発行。 事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 48,700	普通貸借または証券発行。 事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
社会福祉施設整備事業費	227,100	同 上	同 上	同 上	192,200	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	679,900	同 上	同 上	同 上	633,500	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	39,000	同 上	同 上	同 上	34,400	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費	79,900	同 上	同 上	同 上	66,500	同 上	同 上	同 上
史跡保存事業費	91,800	同 上	同 上	同 上	109,800	同 上	同 上	同 上
合 計	3,586,000				3,489,700			

令和 4 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第11号）

令和 4 年度鎌倉市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,600 千円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,923,442 千円とす  
る。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」  
による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年（2023 年）2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
80 繰越金		4,551,875	6,600	4,558,475
5 繰越金		4,551,875	6,600	4,558,475
歳 入 合 計		73,916,842	6,600	73,923,442

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 総務費		12,121,249	6,600	12,127,849
	5 総務管理費	10,635,742	6,600	10,642,342
	歳 出 合 計	73,916,842	6,600	73,923,442

第2表 繼越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
10 総 務 費	05 総 務 管 理 費	防 災 行 政 用 無 線 傍 受 困 難 者 対 策 事 業	千円 6,600

令和 4 年度鎌倉都市計画事業大船駅  
東口市街地再開発事業特別会計  
補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会  
計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 835 千円を減額  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,565 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」  
による。

令和 5 年（2023 年）2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 島入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 繰入金		12,434	△2,260	10,174
	5 他会計繰入金	12,434	△2,260	10,174
15 繰越金		1,000	1,425	2,425
	5 繰越金	1,000	1,425	2,425
歳 入 合 計		20,400	△835	19,565

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 事業費		19,400	△835	18,565
5 事業費		19,400	△835	18,565
歳 出 合 計		20,400	△835	19,565

令和 4 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 304,366 千円を追  
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,102,866 千円と  
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」  
による。

令和 5 年（2023 年）2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 国民健康保険料		千円 3,843,292	千円 59,463	千円 3,902,755
30 県支出金	5 国民健康保険料	3,843,292	59,463	3,902,755
40 繰入金	3 県負担金・補助金	11,393,544	73,731	11,467,275
45 繰越金	5 他会計繰入金	1,532,928	△52,176	1,480,752
50 諸収入	5 繰越金	2,000	236,588	238,588
5 延滞金及び過料		26,668	△13,240	13,428
10 雑入		13,033	△6,240	6,793
	歳 入 合 計	13,635	△7,000	6,635
		16,798,500	304,366	17,102,866

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 総務費		253,882	8,790	262,672
5 総務管理費		178,736	11,229	189,965
10 徴収費		74,499	△2,439	72,060
10 保険給付費		11,231,067	48,540	11,279,607
5 療養諸費		9,774,552	8,000	9,782,552
10 高額療養費		1,391,689	48,940	1,440,629
20 出産育児諸費		50,426	△8,400	42,026
11 国民健康保険事業費納付金		5,113,977	0	5,113,977
5 医療給付費分		3,364,238	0	3,364,238
10 後期高齢者支援金等分		1,211,831	0	1,211,831
25 保健事業費		168,900	0	168,900
3 特定健康診査等事業費		158,924	0	158,924
27 基金積立金		10	238,588	238,598
5 基金積立金		10	238,588	238,598
30 諸支出金		20,661	8,448	29,109
5 債還金利子及び還付加算金		20,661	8,448	29,109
歳 出 合 計		16,798,500	304,366	17,102,866

令和 4 年度鎌倉市介護保険事業  
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、  
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 350,910 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,674,510 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年（2023 年）2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15 国庫支出金		4,445,010	△20,297	4,424,713
	5 国庫負担金	3,114,450	△12,238	3,102,212
	10 国庫補助金	1,330,560	△8,059	1,322,501
20 県支出金		2,605,193	△19,326	2,585,867
	5 県負担金	2,467,458	△15,276	2,452,182
	15 県補助金	137,735	△4,050	133,685
25 支払基金交付金		4,797,368	△31,369	4,765,999
	5 支払基金交付金	4,797,368	△31,369	4,765,999
40 繰入金		2,962,663	△78,637	2,884,026
	5 一般会計繰入金	2,765,700	△47,552	2,718,148
	10 基金繰入金	196,963	△31,085	165,878
45 繰越金		11,195	500,539	511,734
	5 繰越金	11,195	500,539	511,734
歳 入 合 計		18,323,600	350,910	18,674,510

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 総務費		361,630	△32,881	328,749
10 保険給付費	5 介護サービス等諸費	361,630	△32,881	328,749
12 地域支援事業費		17,175,098	△84,656	17,090,442
25 基金積立金	5 基金積立金	17,175,098	△84,656	17,090,442
30 諸支出金	5 償還金及び還付加算金	647,263	△32,092	615,171
	10 繰出金	647,263	△32,092	615,171
	歳 出 合 計	9,898	383,708	393,606
		129,511	116,831	246,342
		10,201	45,163	55,364
		119,310	71,668	190,978
		18,323,600	350,910	18,674,510

令和 4 年度鎌倉市後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 208,365 千円を  
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,015,191 千円と  
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」  
による。

令和 5 年（2023 年）2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 後期高齢者医療保険料		3,732,468	△137,767	3,594,701
5 後期高齢者医療保険料		3,732,468	△137,767	3,594,701
10 繰入金		2,458,631	△123,583	2,335,048
5 一般会計繰入金		2,458,631	△123,583	2,335,048
15 繰越金		2,000	52,985	54,985
5 繰越金		2,000	52,985	54,985
歳 入 合 計		6,223,556	△208,365	6,015,191

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 総務費		97,588	3,392	100,980
5 総務管理費		97,588	3,392	100,980
10 広域連合納付金		6,110,968	△218,120	5,892,848
5 広域連合納付金		6,110,968	△218,120	5,892,848
15 諸支出金		13,000	6,363	19,363
10 繰出金		1,000	6,363	7,363
歳 出 合 計		6,223,556	△208,365	6,015,191

令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計  
補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	7,842,309千円	150,335千円	7,992,644千円
第 3 項 特別利益		0千円	150,335千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	7,136,206千円	△142,368千円	6,993,838千円
第 1 項 営業費用	6,548,586千円	△126,368千円	6,422,218千円
第 2 項 営業外費用	582,620千円	△16,000千円	566,620千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,015,026千円は、当年度分損益勘定留保資金131,194千円、繰越利益剰余金処分額466,522千円及び当年度利益剰余金処分額417,310千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,024,248千円は、当年度分損益勘定留保資金124,733千円、繰越利益剰余金処分額466,522千円及び当年度利益剰余金処分額432,993千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收 入			
第1款 資本的収入	2,483,440千円	△13,600千円	2,469,840千円
第1項 企業債	824,100千円	△13,600千円	810,500千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,498,466千円	△4,378千円	3,494,088千円
第1項 建設改良費	323,606千円	△4,378千円	319,228千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決限度額				補正限度額			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 824,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、利見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関にて、利見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を縮め、はるかに借り入れたは低利に借り換えることができる。	千円 810,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等による起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、利見直し方式で借り入れる政府及び公金共融資金にて、見直したいの見直す後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、付与の条件により、銀行の場合は、他の入金機関に貸出する。市財政により期償を短縮し、はるかに償還する。市財政の都合により期償を短縮し、はるかに償還する。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) (補正予定額)	(計)
職員給与費	372,189千円 △10,585千円	361,604千円

(利益剰余金の処分)

第6条 予算第10条本文中「繰越利益剰余金466,522千円及び当年度利益剰余金のうち417,310千円」を「繰越利益剰余金466,522千円及び当年度利益剰余金のうち432,993千円」に改め、減債積立金の処分額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) (補正予定額)	(計)
減債積立金	883,832千円 15,683千円	899,515千円

令和5年（2023年）2月8日提出

鎌倉市長 松尾 崇

令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計  
補正予算（第 5 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
4 主要な建設改良費			
（1）管渠事業費	207,218千円	22,000千円	229,218千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,024,248 千円は、当年度分損益勘定留保資金 124,733 千円、繰越利益剰余金処分額 466,522 千円及び当年度利益剰余金処分額 432,993 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,025,348 千円は、当年度分損益勘定留保資金 124,733 千円、繰越利益剰余金処分額 466,522 千円及び当年度利益剰余金処分額 434,093 千円で補填するものとする。」に改め、同条収入の部第 1 款第 3 項及び第 4 項を 1 項ずつ繰り下げ、同款第 2 項の次に「第 3 項 国庫補助金」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (補正前予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入	2,469,840千円	20,900千円	2,490,740千円
第1項 企業債	810,500千円	12,900千円	823,400千円
第3項 国庫補助金	0千円	8,000千円	8,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,494,088千円	22,000千円	3,516,088千円
第1項 建設改良費	319,228千円	22,000千円	341,228千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額				補正限度額			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	810,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直後の利率)	政府資金については、その条件により、銀行その他場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もろ上償還または低利に借換することができる。	823,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直後の利率)	政府資金については、その条件により、銀行その他には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もろ上償還または低利に借換することができる。

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第10条本文中「繰越利益剰余金466,522千円及び当年度利益剰余金のうち432,993千円」を「繰越利益剰余金466,522千円及び当年度利益剰余金のうち434,093千円」に改め、減債積立金の処分額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	899,515千円	1,100千円	900,615千円

令和5年（2023年）2月8日提出

鎌倉市長 松尾 崇

報告第 20 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の  
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 4 年（2022年）2月 8 日、藤沢市片瀬海岸二丁目17番先路上で発生した、総務部公的不動産活用課用務で稼働中の共用ワゴン車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |            |   |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額   | 8,010円  |
| 2 損害賠償の相手方 | 東京都千代田区神田練塀町 3 番地<br>ニッポンレンタカーサービス株式会社<br>代表取締役 藤原 徳久 |
| 3 処分の日     | 令和 5 年（2023年）1 月 18 日                                 |

交通事故による市の義務に属する損害賠償の  
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 4 年（2022年）10月 20 日、鎌倉市雪ノ下二丁目 9 番先路上で  
発生した、大船消防署警備課用務で稼働中の救急車による交通事故  
に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。  
よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年）2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 100,760円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]

[REDACTED]

3 処分の日 令和 5 年（2023年）1 月 18 日

報告第 22 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 4 年（2022年）7 月 15 日、鎌倉市西御門一丁目 22 番先の道路  
管理地で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決  
定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年）2 月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 162,824 円

2 損害賠償の相手方 広島県福山市東深津町四丁目 20 番 1 号  
福山通運株式会社  
代表取締役社長 小丸 成洋

3 処分の日 令和 4 年（2022 年）12 月 8 日

金銭債権に係る訴えの提起に  
係る専決処分の報告について

[REDACTED]債務不存在確認請求事件に係る反訴の提起について、次のとおり専決処分した。  
よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年）2月 8 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 鎌倉市

被告 [REDACTED]  
[REDACTED]

2 訴訟提起の理由

市が被告となっている「[REDACTED]債務不存在請求事件」について、原告である [REDACTED] に対し、  
市から反訴として請求訴訟を提起したもの。

3 処分の日 令和 5 年（2023年）1月 12 日